

「はい、こちら企業の労働110番です」電話は、製造業の社長さんからでした。ご相談は、社内に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した従業員がいました。



河村つぐみ社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会専門員

社会保険労務士 河村 亜実

新型コロナウイルスの関係で傷病手当金はもらえるのか…

健康保険からの保険給付の一種である傷病手当金は、健康保険に加入している従業員が業務外のケガや病気のため労務に服することが出来ない期間に、生活の保障として用意されている手当です。

働くことが出来ず会社を休んだ日が連続して3日続いた場合（待機期間という）、その後4日目より病気・ケガのため休んだ日ごとに傷病手当金が支給されます。支給額は、原則直近1年間の標準報酬月額を平均した額（社会保険加入期間が1年に満たない場合は別途算定方法があります）の3分の2に相当する額の3分の1に相当す

る金額となり、休んだ日ごとに支給されます。では、この新型コロナウイルス感染の疑いがあるような段階において、この傷病手当金をもらうことができるのでしょうか。

答えは、支給対象となる可能性があります。

また、ご相談のあつた会社さんでは同時に会社も休業とされていました。会社独自の判断で一律に従業員を休ませた場合、発熱のあつた従業員以外は傷病手当金の支給対象とはならないため、会社は休業期間中の休業手当を支払う必要があります。

当協会では「新型コロナウイルス労務・安全衛生管理対策特別相談室」（☎ 052-938-17567）を設けています。

①感染者、感染が疑われる労働者の休業、特別休暇制度、労働時間管理制度による休業時の問題、②業績悪化時の雇用確保対策上の問題、③業績悪化による休業時の雇用調整助成金受給等の問題、④業務での感染が疑われる労働者の労災保険上の問題等、相談対応、対策実施のアドバイス・提案を行っています。ぜひ、ご活用ください。



の症状が4日以上続いている」「強いだるさや息苦しさがある」等の外来受診の基準を設けています。これに該当する場合、自宅療養で医者にかかりなかつたとしても受診前の期間も含め療養のため労務に服することが出来なかつた間に該当

し、社会保険に加入している従業員であれば、傷病手当金が支給される基準を満たします。

症状がなく、ただ濃厚接触があったという理由だけでは労務に服することができないという判断にはなりませんのでご注意ください。

また、ご相談のあつた会社さんでは同時に会社も休業とされていました。会社独自の判断で一律に従業員を休ませた場合、発熱のあつた従業員以外は傷病手当金の支給対象とはならないため、会社は休業期間中の休業手当を支払う必要があります。

ご質問のように新型コロナウイルスの関係で傷病手当金が支給されるかどうか判断に困ったときは、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給に関するQ&A」が出ておりますので、ご活用ください。また、前月号

イラスト・木村武司

いう状況下で、健康保険から出る傷病手当金がもらえるか、という内容でした。

同コーナーでも触れていましたように、労災の休業補償給付の対象となることもあるかもしれません。こういう時期だからこそ、間違いない情報を得て、会社や従業員さんたちを守つていかなければなりませんね。